

## 事前評価調書

I 事業概要																																																																		
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																																																	
地区名	落合町区域																																																																	
事業箇所	瀬戸市落合町地内																																																																	
事業のあらまし	落合町区域は、尾張地方北部の瀬戸市落合町に位置し、人家25戸と国道等を保全対象とする急傾斜地崩壊危険区域である。当区域の斜面には浸食による浸食谷が幾筋も見られ、地元住民から不安の声が多く寄せられており早期着手の要望が高い区域である。このため、急傾斜地崩壊対策事業にて斜面の崩壊防止工事を行うものである。																																																																	
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ・人家25戸、国道248号、市道を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保護する。 <b>【副次目標】（必要に応じて記載する）</b> ・なし																																																																	
事業費	事業費	内訳																																																																
	3.5億円	□工事費3.3億円、□用補費0.1億円、□その他0.1億円																																																																
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成26年度	完成予定年度	平成32年度																																																												
事業内容	擁壁工 L=350m																																																																	
II 評価																																																																		
①事業の必要性	1) 必要性	斜面の風化が激しく、豪雨等により斜面崩壊が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、急傾斜地崩壊防止工事を行い、保全対象を保護する必要がある。																																																																
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																															
		【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保護する必要があるため。																																																																
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>擁壁工</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法面工</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="7">3.5</td> </tr> </tbody> </table>							H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	工種区分	調査・設計	←			→				用地補償	←			→				工事	←						→	擁壁工	←						→		法面工	←						→	事業費(億円)		3.5						
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																									
	工種区分	調査・設計	←			→																																																												
用地補償		←			→																																																													
工事		←						→																																																										
擁壁工		←						→																																																										
	法面工	←						→																																																										
事業費(億円)		3.5																																																																
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、急傾斜地崩壊防止工事の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																																																	
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																																																
	【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																																																	
III 対応方針																																																																		
妥当	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																																																	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																		
■対象（事業完了後5年目） □対象外																																																																		
【主な評価内容】																																																																		
・急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																																																		